



報道機関 各位

令和7年7月20日執行の参議院議員選挙の 開票時に発見された用紙について

令和7年7月20日執行の参議院議員選挙の開票時に、所定の投票用紙ではない用紙が発見されました。

当該用紙は、黄色で10枚、白色で28枚、大きさは正規の投票用紙とほぼ同一である一方、一目で偽物と判断できるものでありましたが、特定の政党名等の記載があり、メモ用紙等を誤って投函したとは考えにくいこと、さらには投票時に混入された可能性が高いことから、本市選挙管理委員会では、公職選挙法第68条第1項第1号の無効事由の「所定の用紙を用いないもの」に該当するものと判断し、無効票として取り扱っております。

その結果、投票総数が投票者総数を上回る開票結果を本市のホームページにおいて公表しました。

本市選挙管理委員会では、このような行為は公職選挙法第237条第3項の投票偽造罪に抵触する行為にあたる可能性があるものと考えており、公明適正な選挙の実現を損ない、決して許されるものではないため、警察等も含めて関係機関に相談しております。

今後、類似事例が発生しないように投票管理者等に注意喚起を徹底してまいります。

■問い合わせ先

選挙管理委員会事務局長・岩澤 電話042・470・7790